平成２６年（フ）第２５２８号
大阪市中央区島之内２丁目９番11―405号
債務者　今井淑子こと　元　　鎭淑
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５９３号
大阪府高槻市深沢本町９番１号　深沢荘20号
債務者　保坂　照美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５９号
大阪府豊中市南桜塚３丁目６番３―401号
債務者　木村　直人
法定代理人成年後見人　井上　雅人
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘４丁目12番17号、前住所神奈川県相模原市中央区東淵野辺３丁目11番５号　ヴェル・ドミール105
債務者　西村まり子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
大阪府岸和田市上野町東10番23号池田ハイツ303号
債務者　佐伯寿子こと　金　　壽子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
大阪府岸和田市上野町東10番23号池田ハイツ303号
債務者　佐伯　綾子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
大阪府岸和田市土生町９丁目18番７号
債務者　福本　真弓
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番７―302号
債務者　中岡　英子（旧姓寺野）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
大阪府和泉市伏屋町５丁目３番２―217号
債務者　辻　　勇
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
大阪府岸和田市極楽寺町182番地の９
債務者　兼松　英司
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
大阪府岸和田市岸城町12番12号岸城ハイツ２棟105号、前住所大阪府岸和田市下池田町１丁目10番28―105号
債務者　柳澤　亨好（旧姓柗本）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
大阪府岸和田市南上町１―31―22ベルトピア南上町Ａ棟302号、住民票上の住所大阪府岸和田市筋海町15番10―2202号
債務者　山本　清二
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
大阪府泉南郡熊取町小垣内１丁目１番21―112号
債務者　樋口　雅史
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６１５号
北海道恵庭市住吉町３丁目９番19号
債務者　鵜飼　恵治
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９６号
札幌市東区北30条東15丁目１番16号　グローバル新道301号
債務者　中村　知樹
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９７号
札幌市東区北30条東９丁目２番18号　ルミエール北光２階201号、住民票上の住所札幌市東区北43条東１丁目４番１―302号
債務者　中村　則子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７７号
札幌市手稲区前田５条５丁目１番７号　ラ・ソレイユⅡ―101号
債務者　工藤　　純
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部